

ネイルサロンにおける 衛生管理自主基準

ネイルサロンにおける衛生管理自主基準

第1条 目的

本基準はNPO法人日本ネイリスト協会が定める自主基準であり、ネイルサロンにおける施設、設備、器具等の衛生管理に関する指針を定め、衛生管理責任者が適正な環境を維持・管理するための事項を提示するとともに、サロン従事者への啓発活動を通して、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第2条 定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1. 「ネイルサロン」とは、ネイルサービスを行う施設をいう。
2. 「開設者」とは、ネイルサロンを運営する事業者をいう。
3. 「衛生管理責任者」とは、開設者が施設ごとに定めた衛生管理に関する責任者であり、従業者の健康管理、衛生管理業務の遂行、点検管理等を行う者をいう。

第3条 施設および設備

1. 施設は、隔壁等により区分されていること。
ただし、建物構造上により隔壁等によって区分することのできない百貨店を含む商業施設等（以下、商業施設等という）の場合においては、仕切り・リースライン区画等により区分すること。
2. 施設は、ねずみおよび害虫類の侵入を防止できる構造であること。
3. ネイルサービスを提供するスペース（以下、作業場という）は、作業および衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有し、休憩室等の作業に直接関係ない場所と区分されていること。
4. 作業場内は、採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
 - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) ガスや灯油などを使用する暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型のものであること。
5. 従業者の手洗い設備を設けること。
ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができるない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の手洗い設備を使用すること。
6. 器具等洗い場は、流水装置とすること。
ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管ができるない商業施設等の場合においては、建物内の共同部分の流水装置を使用すること。
7. 作業場には、器具・用具類を消毒する設備を設けること。
ただし、建物構造上により作業場内に消毒設備の設置ができるない商業施設等の場合においては、建物内の共同設備も使用して対応すること。
8. 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒（使用済み）のものを区別し、それぞれの収納ケースを備えること。
9. 器具類、布片類は、十分な量を備えること。
10. 作業に伴って出る廃棄物等を入れるためのふた付きの専用容器を備えること。
11. トイレには専用の手洗い設備を備えること。
なお、商業施設等の場合においては、建物内の共同トイレを使用すること。

第4条 管理

1. 施設、設備および器具・用具の管理

- (1) 施設は、常に清潔を保持し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 従業者の数に応じ、適当な広さの更衣等を行うことのできる休憩室を設けること。
ただし、施設内に休憩室の設置ができない商業施設等の場合においては、建物内の更衣室や共同休憩室の利用で対応すること。
- (3) 作業場内には、不必要的物品等を置かないこと。
- (4) 施設内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと。
- (5) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、常に清潔に保つこと。
- (6) 作業場内の照明器具は、清掃等により清潔を保持し、常に適正な照度維持に努めること。
- (7) 作業場内の換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
- (8) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (9) 施設内は常に清潔に保持し、廃棄物等の処理を適切に行い、お客様や近隣に不快感を与えることのないようすること。
- (10) 施設内の器具類および電気器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、適正に使用できるように整備しておくこと。
- (11) 紫外線消毒器は、常に清潔に保持し、 $85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線照射が得られるように管理すること。
- (12) 洗浄および消毒済みの器具類は、使用済みの物と区別し、収納容器等に保管すること。
- (13) 使用する薬品類および材料は、所定の場所に保管し、その取り扱いには十分注意すること。
- (14) 清掃器具は、専用の場所に保管すること。
- (15) トイレは、常に清潔に保持し、定期的に殺虫処理および消毒をすること。

2. 従業者の管理

- (1) 開設者は、安全で安心なネイルサービスが衛生的に行われるよう、衛生管理責任者と共に、常に従業者の衛生教育に努めること。
- (2) 開設者は、従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理すること。
- (3) 衛生管理責任者は、常に従業者の健康管理に注意し、伝染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の業務をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで業務に従事させないこと。また、結核等の伝染性の強い疾患等の場合は、行政当局の指導を仰ぐこと。

第5条 自主的管理体制

1. 開設者は、施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
2. 衛生管理責任者は、衛生管理のマニュアルを用いて、従業者に内容を周知徹底すること。
3. 衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任を持って衛生管理に務めること。
4. 従業者は、施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。
5. 従業者は、ネイルサービスを行うに当たり、事前にお客様の爪の病気とトラブル、感染性疾患および皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、敏感肌か、カブレの有無などを確認すること。
6. 従業者は、人工爪（スカルプチュアネイル、ジェルネイル等）を装着されるお客様に対して、定期的なメンテナンスの必要性やアフターケア等の注意事項を書面等で正確に伝えること。
7. 従業者は、お客様がネイルサービス中に体調を崩したり、施術部位に異常を生じた場合、ただちに施術を中止し、場合によっては医師の診断を受ける等の適切な処置をすすめること。

第6条 衛生管理責任者の責務

衛生管理責任者は、施設・設備・器具等に関する衛生管理について、開設者に助言するとともに、従業者の健康管理に留意し、更には、従業者が本基準を遵守できるよう指導する役割を担う。

1. 衛生管理業務に関する事項

- (1) 従業者が感染性疾患にかかっていないかどうか等、毎日、健康状態を確認すること。
- (2) 施設・設備・器具等の衛生全般について、毎日、点検管理すること。
- (3) 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。
- (4) 作業場内は、適温、適湿に保持すること。
- (5) 作業場内の器具・用具類を消毒するスペース等には、関係者以外の者をみだりに入り出させないこと。
- (6) 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料を常備すること。
- (7) お客様に感染性疾患もしくはその疑いのある場合、または施術部位に皮膚疾患もしくはその疑いのある場合等は、医師の診断をすすめ、施術をお断りすること。

2. 従業者に関する事項

- (1) 常に清潔な外衣を着用し、衛生に留意すること。
- (2) 常に身体を清潔に保ち、身だしなみに配慮すること。
- (3) 所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- (4) お客様ごとの施術前および施術後に手指の衛生措置（石けん等を用いた洗浄）を講じ、施術前には消毒を行うこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、お客様ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 調整した消毒液は、使いやすい適正な場所に置くこと。
- (7) 皮膚に接する器具類は、使用後速やかに洗浄し、適正な消毒を行うこと。
- (8) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、お客様ごとに取り替えること。
- (9) 使用後の布片類は、洗剤等を使用し、水または温湯で洗浄すること。
- (10) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様ごとに取り替えまたは洗浄し、常に清潔に保つこと。
- (11) 施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。
- (12) 作業に伴って生ずる廃棄物等は、その都度、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

第7条 消毒

1. 消毒方法と消毒用器具、消毒薬の概要

(1) 物理的方法

ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯により $85 \mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。

- (注) ①器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるように置くこと。
②構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。
③定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。
④紫外線灯は、2,000～3,000時間の照射で出力が低下するため、取り替えを必要とする。

イ 煮沸消毒器による消毒

消毒する器具が投入された状態で沸騰してから2分間以上煮沸すること。

- (注) ①合成樹脂の一部には、加熱により変形するものがある。
煮沸消毒に適しているのは、陶磁器・金属等の器具類、繊維製品等。
②水量を適量に維持すること。

ウ 蒸し器等による蒸気消毒

器内温度が80℃を越えてから10分間以上湿熱に触れさせること。（温度計により器内の最上部の温度を確認すること）

（注）①合成樹脂の一部には、加熱により変形するものがある。

蒸気消毒に適しているのは、ガラス・陶磁器・金属等の器具類、繊維製品等。

②タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがあることに留意すること。

③器内底の水量を適量に維持すること。

(2) 化学的方法

ア エタノールによる消毒

76.9～81.4vol/%エタノール水溶液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸すか、またはエタノール水溶液を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。

（注）①消毒用エタノールは希釀せずに使用することが望ましいが、無水エタノールまたはエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釀して使用すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

イ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸すこと。

（注）①金属器具および動物性繊維製品は腐食するので、使用する場合は、必要以上長時間浸さないなど取り扱いに注意すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

③消毒液を取り扱う際には、ゴム手袋を着用するなど、直接皮膚に触れないようにすること。

ウ 逆性石けん液による消毒

0.1～0.2%逆性石けん水溶液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸すこと。

（注）①石けん、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、充分水洗いしてから使用すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

エ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に10分間以上浸すこと。

（注）消毒液は、常に新しいものを用意すること。

オ 両性界面活性剤による消毒

両性界面活性剤製剤1%（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンとして0.1%、または0.15%）水溶液中に10分間以上浸すこと。

（注）消毒液は、常に新しいものを用意すること。

(3) 消毒に必要な器材

ア 液量計 100mL用および1,000mL用

イ 消毒容器 消毒用バット（ふた付きのものが望ましい）、その他消毒に必要な容器

2. ネイル用器具の消毒

皮膚に接する器具類は、前記 第7条 消毒の1. (1) 物理的方法または (2) 化学的方法により、器具類の種類に応じて、次の事項に留意して消毒すること。

- (1) 器具類は、消毒する前によく洗浄すること。
- (2) ブラシ類は、材質によって加熱消毒により変形するものがあるので、化学的消毒方法を用いることが望ましい。なお、洗浄に適さない材質のものは、紫外線消毒すること。
- (3) ネイルニッパー、キューティクルニッパーなどの金属類は、いずれの消毒法を選択してもよい。なお、紫外線照射による消毒をするときには、十分に汚れを洗浄し、拭き取り等を行ってから消毒をすること。
- (4) その他の皮膚に接する器具および間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、物理的方法、化学的方法による消毒のいずれかにより適切に消毒すること。なお、消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄すること。
(注) ①器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際、流水が飛散しないように注意すること。
②消毒液に浸す前に水分を取ること。
- (5) 感染性疾患等を防止するため、直接皮膚に接する器具類等の消毒は、以下に示す標準レベル以上の消毒方法を行うこと。
消毒薬は医薬品、医薬部外品、またはそれに準ずる物を使用すること。

ア 煮沸消毒器による消毒

前記 第7条 消毒の 1. (1) イ 煮沸消毒器による消毒に準ずる。

イ エタノールによる消毒

前記 第7条 消毒の 1. (2) ア エタノールによる消毒に準ずる。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

前記 第7条 消毒の 1. (2) イ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒に準ずる。

- (6) 消毒後は、流水でよく洗浄し、よく拭くこと。

(注) ①洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

3. タオル布片類の消毒

- (1) 加熱による場合は、使用したタオルおよび布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内温度が80℃を超えてから、10分間以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので、蒸気が均等に浸透するよう十分注意すること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するかまたはホットキャビ等に入れること。
- (3) 血液が付着したタオル、布片類は、感染症を防止する際の器具類と同様の洗浄および消毒を行うこと。

4. 手指の消毒

- (1) 石けん、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄し、清潔なタオルや使い捨てペーパータオル等で拭き取ること。
- (2) 施術前の手指の消毒は、消毒用エタノール等の消毒液を綿またはガーゼに含ませて擦式清拭消毒法を行うこと。
- (3) 施術中に再度、手指の消毒を行う場合は、速乾性の擦式手指消毒剤を用いてもよい。

5. その他の消毒

- (1) その他間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、上記に挙げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) 施設内の廃棄物入れ等の設備については、消毒するなど衛生的に保持すること。

付則（抄）

本基準は2009年12月25日に制定された。



ネイルサロンにおける衛生管理自主基準